

《 船員社会ニュース 》

◆ **IBF中央交渉妥結**  
**IBF（国際労使交渉フォーラム）協約の役割④**

国際局長 池谷義之

**非居住特別組合員の  
労働条件・環境改善と福利厚生・教育訓練の拡充に向け！！**

日本商船隊のFOC船（便宜置籍船：Flag of Convenience船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する交渉が9月1日（水）から9月3日（金）の間に開催された

**【IBF地域交渉】**

IBF地域交渉が、2021年10月5日（第1回交渉）・10月19日（第2回交渉）Web形式で開催され、本組合とともに国際航海に従事する日本商船隊に乗り組む外国人船員の70%強を占めるフィリピン人船員の代表であるAMOSUPが、IMMAJ（オブザーバーとして、PJMMC：フィリピン・日本船員雇用者団体協議会も出席）との交渉を行った。

外国人船員を代表するAMOSUPが地域交渉に参加するのは、2013年・2018年の交渉ラウンドに引き続き3回目となる。この船員供給国組合が受益船主国（日本）とともに交渉に参加する枠組みは、ITFの定めるメキシコシティーポリシー（FOC船に乗り組む外国人船員の最低基準を定めるポリシー）、ITF船員憲章ポリシー（組合が果たすべき船員への権利義務を定めたポリシー）などにおいて、努力目標として記載されており、ITF加盟組合内においてもこの交渉形態を確立することができていない組合が多く存在する。

しかしながら、本組合は交渉のカウンターパートである国際船員労務協会の理解も得て、船員供給国組合の交渉参加を可能とし、ITF加盟組合の中でも模範的な交渉形態を有している。この、船員供給国の組合が交渉に直接参加できる仕組みは、外国人船員の要望が船員供給国組合を通じ正しく認識でき、適切な労働条件の改善、福利厚生・教育訓練の拡充につながるものであり、インド人船員組合とも同様の形態を有している。